

⑥ 監査報告書（例） （※監事の職務が会計監査に限定されている場合の記載例）

監査報告書

中小企業等協同組合法第40条第5項により、特定理事（理事長或いは作成に携わった理事）から受領した第〇〇期（令和〇〇年度）財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案（又は損失処理案）を監査した。

なお、当組合の監事は、定款第〇〇条（監事の職務）に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されるため、事業報告書を監査する権限を有していない。

1. 監査の方法の概要

決算関係書類の監査のため、会計に関する帳簿、書類を閲覧し、計算書類について検討を加え、必要な実査、立会、照合及び報告の聴取その他通常とるべき必要な方法を用いて調査した。

2. 監査結果の意見

- (1) 財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い、組合の財産及び損益の状況を正しく表示しているものと認める。
- (2) 剰余金処分案（又は損失処理案）は、法令及び定款に適合しているものと認める。

3. 追記情報（記載すべき事項がある場合）

令和〇〇年〇〇月〇〇日 **※監事が特定理事に監査報告を通知した日**

〇〇 協同組合

監 事 〇〇 印
※監事全員の署名又は記名押印

（作成上の留意事項）

(1) 「2. 監査結果の意見」については、(1)～(2)のほか、剰余金処分案（又は損失処理案）が組合の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当であるとき、又は理事の職務の遂行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その旨を追加記載します。

(2) 「3. 追記情報」は決算関係書類について記載すべき事項がある場合に設け、正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事故、重要な後発事象その他の事項であって、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項や決算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項を記載します。